

平成27年度

事業概要

平成27年7月

福岡県粕屋保健福祉事務所

福岡県粕屋保健福祉事務所

定期業務案内

平成 27 年 4 月 1 日現在

業 務 内 容	曜 日	受 付 時 間	問 い 合 わ せ 先	備 考
乳 幼 児 発 達 診 査	奇 数 月 の 第 3 火 曜	13:00~15:30	健 康 増 進 課 (健 康 増 進 係)	要 予 約
婦 人 ・ 母 子 相 談	月 ~ 金 曜	8:30~17:00	社 会 福 祉 課	随 時
家 庭 児 童 相 談				
心 の 健 康 相 談	第 1・3 木 曜	13:30~15:30	健 康 増 進 課 (精 神 保 健 係)	要 予 約
結 核 健 康 診 断	対 象 者 に 個 別 通 知	13:30~15:30	保 健 衛 生 課 (感 染 症 係)	患 者 家 族 ・ 接 触 者 等
感 染 症 ・ 性 感 染 症 の 相 談	月 ~ 金 曜	8:30~17:00		随 時
性 感 染 症 (エ イ ズ ・ 梅 毒 ・ ク ラ ミ ジ ア ・ 淋 菌) の 検 査	毎 週 火 曜	9:00~11:00		予 約 優 先 匿 名 可
風 疹 抗 体 検 査	原 則 : 第 2 火 曜	11:00~12:00		要 予 約
肝 炎 に 関 す る 相 談	月 ~ 金 曜	8:30~17:00	健 康 増 進 課 (健 康 増 進 係)	予 約 優 先
難 病 相 談				随 時
専 門 栄 養 相 談				要 予 約
飼 え な く な っ た 犬 ・ 猫 の 引 き 取 り	月 ~ 金 曜	8:30~16:30	保 健 衛 生 課 (保 健 衛 生 係)	持 ち 込 み が 原 則 (有 料)

住所 〒811-2312 糟屋郡粕屋町大字戸原 2 3 5 - 7

電話番号 (市外局番 092)

総務企画課	総務係	939-1500	
	企画指導係	939-1529	
健康増進課	健康増進係	939-1534	(難病ホットライン 938-7601)
	精神保健係	939-1185	
保健衛生課	保健衛生係	939-1744	
	感染症係	939-1746	
社会福祉課		939-1592	
保護第一課	保護第一係	939-1759	保護第二係 939-1502
保護第二課	保護第一係	939-1769	保護第二係 939-1776
保護第三課	保護第一係	939-1798	保護第二係 939-1764
監査指導課		939-1593	
家庭児童相談室		939-1929	

F A X 番号 939-1186

939-1145 (保護課)

目次

第 1	事務所の概要	1
第 2	組 織	4
第 3	附属機関	6
第 4	事務所の業務	7
第 5	事務所で受けている各種相談	17
第 6	事務所で取り扱う手続	19
第 7	資 料	21

第1 事務所の概要

1 はじめに

当事務所は、平成14年9月に保健所機能と福祉事務所機能を併せ持つ保健福祉事務所として粕屋町戸原235番地の7に設置され、古賀市及び糟屋郡7町(宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町)を管轄している。

管内は、面積206.71平方キロメートル、世帯数106,438世帯、人口281,703人(平成27年4月日現在)で、JR鹿児島本線、篠栗線及び香椎線に沿って各市町が展開しており、福岡市及び北九州市への通勤圏に位置していることから、ベッドタウン化に伴う人口増加が著しい。

保健所の機能としては、「地域保健法」に基づき、医療法、感染症法(*1)、食品衛生法、健康増進法、精神保健福祉法(*2)等に基づく公衆衛生業務を担当し、地域保健に関する広域的、専門的、技術的な拠点、関係機関相互間の連絡調整の役割を担っている。

福祉事務所の機能としては、「社会福祉法」に基づき、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する業務を担当しており、県民の福祉に関する相談やサービス提供を行っている。

また近年では、サービスの提供主体が市町に移ったことから、市町に対する専門的・技術的助言を行っている。

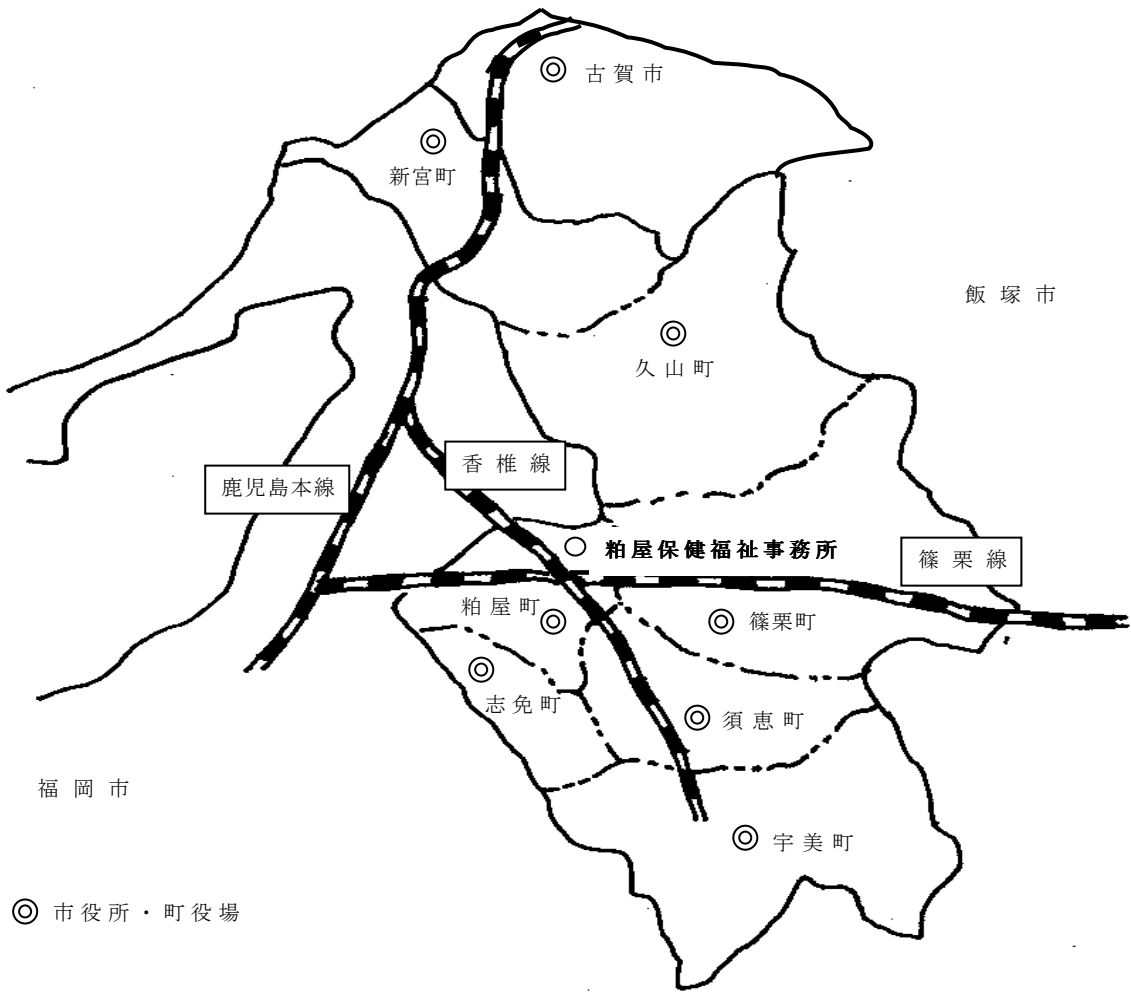
なお、当事務所は環境部門を所管しておらず、管内の環境部門については、宗像・遠賀保健福祉環境事務所が担当している。

(*1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(*2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

【市町】	【面積】	【世帯数】	【人口】
古賀市	42.07 k m ²	22,551 世帯	57,736 人
宇美町	30.21 k m ²	13,386 世帯	38,167 人
篠栗町	38.93 k m ²	11,559 世帯	31,080 人
志免町	8.69 k m ²	17,792 世帯	45,301 人
須恵町	16.31 k m ²	9,867 世帯	27,181 人
新宮町	18.93 k m ²	10,881 世帯	29,601 人
久山町	37.44 k m ²	2,768 世帯	8,301 人
粕屋町	14.13 k m ²	17,634 世帯	44,336 人
管内	206.71 k m ²	106,438 世帯	281,703 人

資料：国土地理院 H26 年全国都道府県市区町村別面積調（H26. 10. 1 時点）
福岡県の人口と世帯 <H27. 4. 1 現在の推計>



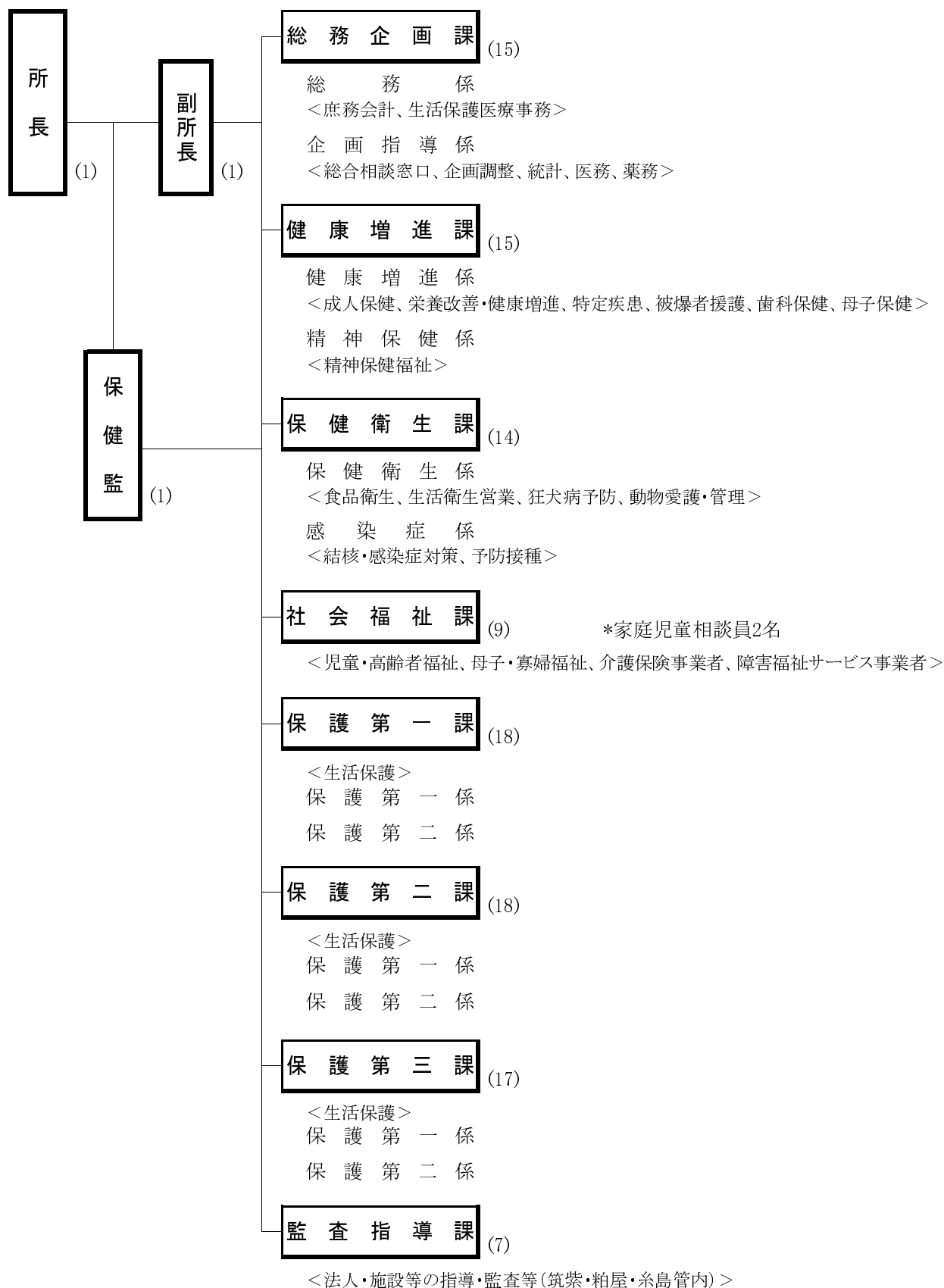
2 沿革

	旧北筑前福祉事務所	旧粕屋保健所	主なできごと
S15年 12月			箱崎町が福岡市に編入
S19年 10月		箱崎保健所開設（箱崎）	
S24年 4月	福岡県粕屋地方事務所（福岡市箱崎宮小路）に民生課を設置		
S26年 4月		粕屋保健所に改称	
S26年 6月	社会福祉事業法の施行により、地方事務所で福祉五法事務を施行		
S26年 8月		香椎町に改築移転	
S30年 2月			香椎町及び多々良町が福岡市に編入
S30年 11月	条例に基づき、福岡市箱崎上川面に福祉事務所を設置 管轄区域は糟屋郡及び宗像郡		
S35年 8月			和白町が福岡市に編入
S38年 7月			古賀町で集団赤痢発生（患者約200名）
S39年 1月	福岡市箱崎貝塚4125-1に移転		
S41年 7月			篠栗町で集団赤痢発生（患者約200名）
S44年 11月	福岡市箱崎貝塚4125-14に新築移転		
S46年 4月			志賀町が福岡市に編入
S63年 3月	福岡市東区箱崎一丁目に改築移転		粕屋総合庁舎落成
H5年 4月		粕屋町戸原に改築移転	
H9年 10月			古賀町市制施行
H14年 9月	福祉事務所と保健所とを統合し、粕屋町戸原に粕屋保健福祉環境事務所を設置 旧北筑前福祉事務所の管轄区域の内、宗像郡は宗像保健福祉環境事務所が管轄		
H19年 4月	保健福祉課に監査指導係を新設		
H21年 10月	組織改編により環境部門が宗像・遠賀保健福祉環境事務所に統合 事務所名も粕屋保健福祉事務所に改称		新型インフルエンザ（A/H1N1）発生、全世界的に流行

第2 組織

1 福岡県粕屋保健福祉事務所組織図

平成27年4月22日現在



2 配置職員数

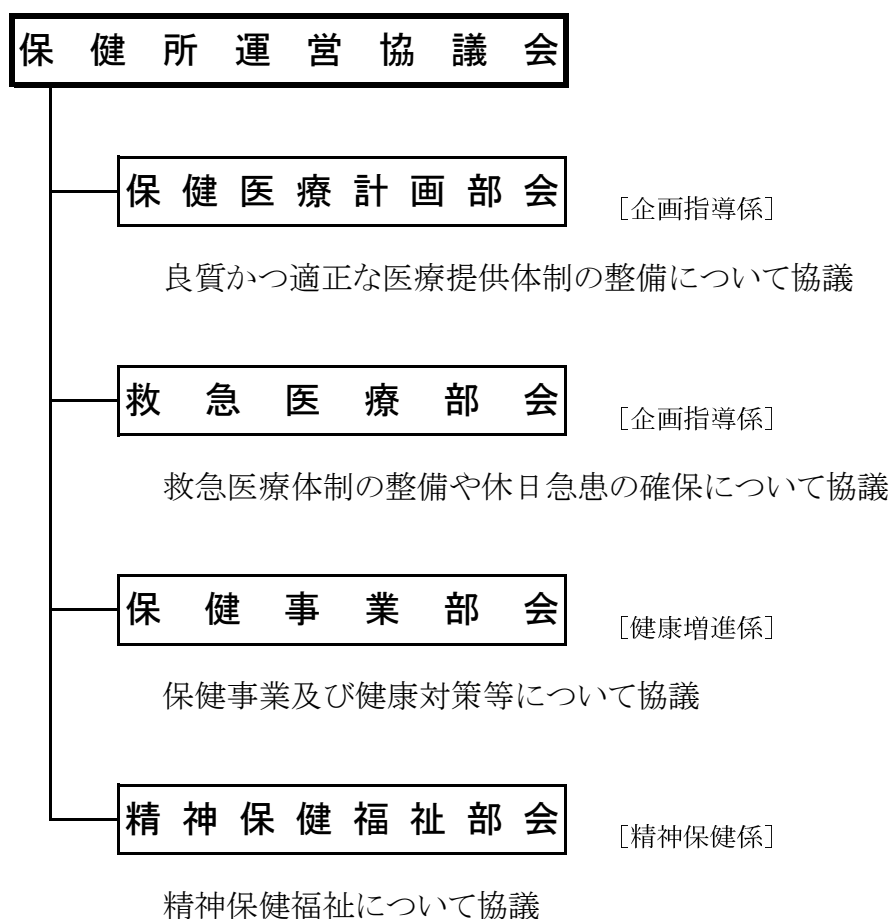
平成27年4月22日現在

職 種	常 勤	非 常 勤
事 務 職	77	3
技 術 職	35	8
医 師	2	8
獸 医 師	3	
薬 剂 師	3	
保 健 師	13	
助 産 師	2	
看 護 師	2	
管 理 栄 養 士	3	
保 育 士	0	
診 療 放 射 線 技 師	4	
臨 床 検 査 技 師	2	
理 学 療 法 士	0	
作 業 療 法 士	1	
劳 務 職	4	
計	116	11

(再掲)	栄 養 指 導 員	3
	食 品 衛 生 監 視 員	5
	環 境 衛 生 監 視 員	5
	医 療 監 視 員	16
	薬 事 監 視 員	4
	狂 犬 病 予 防 員	3

第3 附属機関

- ・ 地域保健法第11条に基づき、保健所の運営に関する事項を審議する保健所運営協議会を設置している。
- ・ 保健所運営協議会に部会があり、各分野の事項について協議している。



第4 事務所の業務

1	総務企画課	8
2	健康増進課（健康増進係）	9
3	健康増進課（精神保健係）	1 1
4	保健衛生課（保健衛生係）	1 2
5	保健衛生課（感染症係）	1 3
6	社会福祉課	1 4
7	保護第一課・第二課・第三課	1 5
8	監査指導課	1 6

1 総務企画課

(1) 総務係

- 庶務・会計、事務所の管理等、他課が行う仕事を支えています。
- 生活保護法による医療扶助及び生活保護費の支払い業務を行っています。

(2) 企画指導係

- 適正な医療の確保を図るために、病院・診療所の立入検査、薬事監視を行っています。
- 総合相談窓口を開設しています。
- 地域保健福祉の推進を図るため、事業の企画調整を行っています。

立 入 検 査

- ・ 病院、診療所、施術所
- ・ 薬局、医薬品販売業、管理医療機器販売業
- ・ 大麻、覚せい剤、麻薬、アヘンに関係ある場所（店舗、研究所）

許 可

- ・ 病院、診療所、助産所の構造設備等
- ・ 薬局開設、医薬品販売業
- ・ 高度管理医療機器販売業（貸与業）

企 画 調 整

- ・ 保健所運営協議会事務局
- ・ 保健情報の収集、整理、提供
- ・ 地域保健関係職員の研修等
- ・ 学生等の実習
- ・ 健康危機管理体制の整備

保 健 福 祉 統 計

- ・ 人口動態調査・国民生活基礎調査等、厚生統計調査

届 出 受 領

- ・ 毒物劇物取扱責任者の設置
- ・ 管理医療機器販売業（賃貸業）
- ・ 施術所開設（あん摩、マッサージ、指圧、はり、柔道整復等）
- ・ 医療施設に関する届出

受 付

- ・ 医療従事者等の免許申請
- ・ 麻薬取扱者免許申請
- ・ 病院の開設許可申請

※ その他：①民生委員、②日赤、③援護等の事務

2 健康増進課

(1) 健康増進係

- 健康づくりの支援やがんや糖尿病などの生活習慣病の予防の支援を行っています。
- 原因不明で治療法が確立していない病気・(難病) の患者や家族の支援をしています。
- 地域の在宅医療連携を支援し、在宅療養がしやすい環境整備を進めています。
- ハイリスク妊産婦及びハイリスク乳幼児等を対象とした保健指導及び訪問指導を行っています。
- 不妊相談及び女性の健康相談に応じています。

健康づくりの
支 援

- ・ 生活習慣病予防のための指導 (栄養、運動、禁煙)
- ・ 住民の健康づくりを支援する人材や関係団体の育成・支援
- ・ 市町村が実施する健康づくり関係事業 (保健事業) の支援
- ・ 特定給食施設等への栄養管理指導
- ・ 外食栄養成分表示等の推進による食環境の整備
- ・ 歯科保健対策の推進 等

難 病
(指定難病、
小児慢性特定疾病)

- ・ 難病患者の療養に関する連絡・調整
- ・ 難病患者や家族の交流会、研修会の開催
- ・ 難病患者を支援する関係者の研修 等

在宅医療推進等
(終末期、高齢者等)

- ・ 在宅医療に関する相談・支援
- ・ 地域在宅医療推進に関する連携・調整
- ・ 高齢者在宅生活移行支援に関する連絡・調整
- ・ 在宅医療等に関する関係者の研修会の開催 等

申請・届出

- ・ 特定疾患等の医療受給者証等に関する申請
- ・ 肝炎治療受給者証等に関する申請
- ・ 先天性血液凝固因子障害受給者証の申請
- ・ 被爆者手帳や諸手当に関する申請
- ・ 被爆者の健康診断 (医療機関委託) に関すること
- ・ 調理師免許申請 等

相 談

- ・ 難病相談 (難病ホットライン)
- ・ 栄養相談
- ・ B型・C型肝炎等の相談
- ・ 乳幼児の発育、体の動き、言葉や情緒についての健診・相談
- ・ 在宅療養に関する相談 等

訪 問 指 導	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハイリスクの妊産婦及び未熟児 ・ 難病患者、がん患者、高齢者 <p style="text-align: right;">等</p>
助 成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定疾患及び小児慢性特定疾患にかかる医療費の一部助成 ・ 体外受精・顕微授精による不妊治療費の助成 ・ 肝炎治療費の一部助成
審 査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査・特定保健指導負担金 ・ 健康増進事業補助金 ・ がん検診推進事業補助金
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臓器移植・骨髄バンク、ハンセン病にかかる普及・啓発等

(1) 精神保健係

- さまざまな心の悩みの相談をご本人や家族等から受けています。
- 精神障害者が地域で安心して暮らせるよう地域の関係機関と連携を図り精神障害者の地域生活を支援しています。
- 地域住民や関係機関の職員等を対象に自殺・うつ・アルコール対策、統合失調症等に関する講演会や研修会などを行っています。
- 精神障害を持つ方が不利益を被らないように医療機関等を指導しています。

精神医療対策

- ・ 精神障害のため救急医療の提供が必要な人への対応
- ・ 届出、報告事務

実地指導

- ・ 精神科7病院に対して指導

精神保健 福祉相談

- ・ 心の健康に関する（思春期・アルコール問題・薬物依存・認知症を含む）相談
- ・ 精神障害者の家族に対しての相談対応（電話や来所において対応）
- ・ 家庭訪問による服薬や生活支援

社会復帰支援

- ・ 社会適応訓練（職親制度）の実施
- ・ 社会復帰関連施設との連携
- ・ 精神障害者訪問指導体制強化事業

組織に対しての 支援

- ・ 精神障害者家族会への支援
- ・ 精神障害者を支える機関（障害者サービス事業所等）との連携

普及啓発

- ・ 心の健康づくりに関する知識の啓発等の研修会を実施（自殺・うつ・アルコール対策、統合失調症等）

3 保健衛生課

(1) 保健衛生係

- 食品関係の営業施設及び特定（集団）給食施設の衛生面の指導を行っています。
- 生活衛生関連施設（クリーニング所、旅館など）の衛生面の指導を行っています。
- 動物飼養の指導を行っています。

監視指導	<ul style="list-style-type: none">・ 食品衛生監視員による飲食業等の営業施設の監視・指導・ 食品の収去検査、食中毒事件の調査・ 旅館、公衆浴場、興行場、クリーニング所、理・美容所の監視・調査指導
営業許可等	<ul style="list-style-type: none">・ 飲食店、喫茶店、菓子製造業、食肉・魚介類販売業、ろ店等・ ホテル・旅館・ 公衆浴場・ 墓地・納骨堂・ 映画、劇場
登録等	<ul style="list-style-type: none">・ サル、くま、ワニ等特定動物（危険動物）の飼養（許可）・ 動物取扱業（動物の販売、貸出、保管、訓練、展示を営業する）事業所（登録）・ 建築物における衛生的環境の確保に関する事業所
構造設備の 検査等	<ul style="list-style-type: none">・ 理容所、美容所、クリーニング所
指導・勧告 ・ 啓発	<ul style="list-style-type: none">・ 特定（集団）給食施設・ 遊泳用プール・ 飲用井戸
申請・届出	<ul style="list-style-type: none">・ 百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等に使用される特定建築物（大規模の建築物）の届出・ 製菓衛生師、ふぐ処理師免許申請・ 専用水道の確認申請、簡易専用水道設置届出
狂犬病予防 ・ 動物愛護等	<ul style="list-style-type: none">・ 野犬の捕獲、負傷動物の収容・ 飼えなくなった犬、ネコの引き取り・ 動物の愛護及び適正飼養管理の啓発

(2) 感染症係

○ 地域において感染症の発生や拡大を防ぐための仕事をしています。

結核・感染症 の 予 防	<ul style="list-style-type: none">患者や接触者、感染源等の疫学調査感染症患者への適正な医療の確保、治療・再発防止への支援患者の接触者に対する健康調査及び健康診断感染拡大防止のための調査、施設等の指導病気に対する正しい知識および患者の人権に関する普及・啓発発生状況の把握及び住民や関係機関への情報提供 等
申 請 ・ 届 出	<ul style="list-style-type: none">結核、感染症患者発生に伴う各種届出結核医療費公費負担申請 等
相 談	<ul style="list-style-type: none">エイズ、性感染症に関する相談・検査B型・C型肝炎の検査 等
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">結核、感染症患者等の家庭訪問定期予防接種の適正な実施について市町への情報提供 等

4 社会福祉課

- 配偶者からの暴力、ひとり親家庭等に関する相談に応じています。
- 子どもの養育、家庭児童（虐待含む）に関する相談に応じています。

申請・届出	<ul style="list-style-type: none">・ 介護保険事業者の指定申請・変更届出・ 障害福祉サービス事業者の指定申請・変更届出・ 老人福祉法に基づく設置（変更）・届出・ 児童福祉施設設置（変更）申請・届出・ 社会福祉法人設立認可等（変更）申請・届出・ 社会福祉事業届（介護・障害事業者、国・地方公共団体・社会福祉法人を除く事業者）
助産施設入所	<ul style="list-style-type: none">・ 経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦の入所
保護	<ul style="list-style-type: none">・ 生活支援が必要な女子の支援施設での保護・ 夫等から身体的、精神的暴力等を受けている者の施設での一時保護
貸付相談 （母子・父子・ 寡婦福祉資金）	<ul style="list-style-type: none">・ 配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの （平成 26 年 10 月から、父子福祉資金の貸付制度が新設されました）・ 寡婦
相談	<ul style="list-style-type: none">・ 配偶者等からの暴力（身体的・精神的・経済的・性的暴力）・ 児童に対する虐待（身体的・性的・心理的虐待、ネグレスト）・ ひとり親（母子・父子）家庭に関する相談・ 子どもの養育、家庭児童に関する相談
審査	<ul style="list-style-type: none">・ 軽費老人ホーム事務費補助金
遺棄証明	<ul style="list-style-type: none">・ 児童扶養手当の遺棄の基準に基づく証明事務
障害児福祉手当等 の支給	<ul style="list-style-type: none">・ 受給資格の認定、手当支給 <p>* 受給資格者：①常時の介護を必要とする障害児（障害児福祉手当） ②常時特別の介護を必要とする障害者（特別障害者手当）</p>
まごころ駐車場 利用証の交付	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者、高齢者、妊産婦等が県に登録された施設等の駐車場に車を止めやすくするために利用証を交付

5 保護第一課・第二課・第三課

- 生活に困窮する人の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため、世帯の困窮の程度に応じて必要な保護を行っています。

保護の決定及び 実 施

- ・ 保護の開始、変更、停止、廃止などの決定・実施及びそれらに必要な家庭訪問や文書等による調査の実施

相談助言等の 援 助

- ・ 定期的家庭訪問による被保護者の自立に向けての助言や指導の実施

【保護の種類】

- 1 生活扶助：食べるもの、着るもの、電気、ガス、水道などの日常の暮らしのための費用
- 2 住宅扶助：家賃、地代や住宅の補修などの費用
- 3 教育扶助：学用品、教材費、給食費、学級費などの義務教育の費用
- 4 医療扶助：病気やけがの治療にかかる費用を受けるため
- 5 介護扶助：高齢者等の方が介護サービスを受けるためにかかる費用
- 6 出産扶助：お産をするための費用
- 7 生業扶助：仕事につくための費用、技能や技術を身につけるための費用、
高等学校等の就学費用
- 8 葬祭扶助：葬祭の費用

6 監査指導課

○ 事務の概要

保育所及び介護・障害者事業所等の人員、施設基準等の遵守や事業の適正な運営を確保し、利用者に対するサービスの一層の充実を図ることを目的として、指導監査や実地指導、立入調査を行っています。

○ 所轄区域

筑紫・粕屋・糸島の各保健福祉（環境）事務所が所管する区域

（筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡、古賀市、糟屋郡、糸島市）

監査指導等

- ・ 認可保育所
- ・ 保育所を経営する社会福祉法人（国、市等実施分を除く）
- ・ 町社会福祉協議会
- ・ 幼保連携型認定こども園

実地指導

- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護(予防)サービス事業者
- ・ 障害者福祉サービス事業者等

立入調査

- ・ 届出保育施設等

第5 事務所で受けている各種相談 (担当課・係 内線番号)

赤ちゃん

- | | | |
|-----------------------------|-------|---------|
| 1 出産・育児について | 健康増進係 | 132・133 |
| 2 妊娠中毒症などの療養援護の給付 | 健康増進係 | 132・133 |
| 3 助産師等による家庭訪問指導を受けるには | 健康増進係 | 132・133 |
| 4 乳幼児の発達診査 | 健康増進係 | 132・133 |

児 童

- | | | |
|--------------------|-------|---------|
| 1 子育ての相談は | 健康増進係 | 132・133 |
| 2 障害児福祉手当の受給 | 社会福祉課 | 162・163 |

障害者

- | | | |
|-----------------------------|-------|---------|
| 1 特別障害者手当の受給 | 社会福祉課 | 162・163 |
| 2 精神障害者の社会復帰について相談したい | 精神保健係 | 134・135 |

生 活

- | | | |
|------------------------------|-------|----------------|
| 1 生活に困窮したときは | 保護課 | 211・221
226 |
| 2 女性のからだ、心配ごとや悩みの保健相談は | 健康増進係 | 132・133 |
| 3 婦人・母子寡婦の相談は | 社会福祉課 | 161 |

保健・医療

- | | | |
|--|-------|---------|
| 1 健康相談は | 健康増進係 | 132・133 |
| 2 生活習慣病の予防は | 健康増進係 | 132・133 |
| 3 予防接種は | 感染症係 | 121・122 |
| 4 結核の健康相談は | 感染症係 | 121・122 |
| 5 性感染症(エイズ・梅毒・クラミジア・淋菌)に関する相談・検査は | 感染症係 | 121・122 |
| 6 感染症に関する相談は | 感染症係 | 121・122 |
| 7 肝炎(B型肝炎・C型肝炎)に関する相談・検査は | 健康増進係 | 132・133 |
| 8 肝炎(B型肝炎・C型肝炎)のインターフェロン治療の公費負担を受けたい | 健康増進係 | 132・133 |
| 9 指定難病治療の公費負担を受けたい | 健康増進係 | 132・133 |
| 10 原爆被爆者の医療費扶助を知りたい | 健康増進係 | 132・133 |
| 11 在宅療養に関する相談は | 健康増進係 | 132・133 |
| 12 心の健康相談は | 精神保健係 | 134・135 |
| 13 覚せい剤、シンナー乱用防止の相談は | 企画指導係 | 115・116 |
| 14 アスベストに係る疾病相談は | 企画指導係 | 115・116 |
| 15 適正な医療サービスの提供に関する相談は | 企画指導係 | 115・116 |

安全な暮らし

- | | | |
|----------------------------|-------|---------|
| 1 食品添加物や不良食品についての相談は | 保健衛生係 | 123・124 |
| 2 食品の衛生管理の相談は | 保健衛生係 | 123・124 |

快適な暮らし

- | | | |
|-----------------------|-------|---------|
| 1 ペットを飼うときは | 保健衛生係 | 123・124 |
| 2 犬・猫の引取、野犬の捕獲は | 保健衛生係 | 123・124 |

総合相談

- | | | |
|-------------------|-------|---------|
| 相談窓口が不明の場合は | 企画指導係 | 115・116 |
|-------------------|-------|---------|

第6 事務所で取り扱う手続 (担当課・係 内線番号)

開設及び営業等に係る許可申請

1 病院、診療所、薬局、高度管理医療機器販売業	企画指導係	115・116
2 飲食店等	保健衛生係	123・124
3 旅館、公衆浴場	保健衛生係	123・124
4 理容所、美容所、クリーニング所、建物清掃業等	保健衛生係	123・124
5 映画館、スポーツ施設等の興行場	保健衛生係	123・124
6 特定動物(危険な動物)飼養	保健衛生係	123・124

開設及び営業等に係る届出、登録

1 生活保護法指定医療機関、指定介護機関の指定申請	総務係	113・114
2 毒物劇物販売業の登録	企画指導係	115・116
3 管理医療機器販売業、賃貸業の届出	企画指導係	115・116
4 施術所(あん摩、マッサージ、指圧、はり、柔道整復等)開設	企画指導係	115・116
5 児童福祉施設及び老人福祉施設の設置	社会福祉課	162・163
6 介護保険指定事業者の変更届・指定申請	社会福祉課	162・163
7 障害福祉サービス事業者の変更届・指定申請	社会福祉課	162・163
8 原爆指定医療機関の申請	健康増進係	132・133
9 結核指定医療機関の申請	感染症係	121・122
10 店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される建築物	保健衛生係	123・124
11 動物の販売、貸出、展示を業として行う事業所	保健衛生係	123・124
12 専用水道・簡易専用水道の設置	保健衛生係	123・124

免許申請

1 医療従事者の免許	企画指導係	115・116
2 栄養士免許	企画指導係	115・116
3 調理師免許	健康増進係	132・133
4 ふぐ処理師免許	保健衛生係	123・124
5 クリーニング師免許	保健衛生係	123・124
6 製菓衛生師免許	保健衛生係	123・124

公費負担等の申請

1 不妊治療費助成事業	健康増進係	132・133
2 助産施設・母子生活支援施設入所制度	社会福祉課	162・163
3 指定難病・小児慢性特定疾病公費負担	健康増進係	132・133
4 肝炎(B型肝炎・C型肝炎)の治療費公費負担	健康増進係	132・133
5 結核医療費公費負担	感染症係	121・122
6 先天性血液凝固因子障害受給者証	健康増進係	132・133
7 被爆者手帳	健康増進係	132・133

試験の受付

1 毒物劇物取扱者	企画指導係	115・116
2 登録販売者試験	企画指導係	115・116
3 准看護師試験	企画指導係	115・116
4 ふぐ処理師試験	保健衛生係	123・124
5 クリーニング師試験	保健衛生係	123・124
6 製菓衛生師試験	保健衛生係	123・124

第7 資料

1	総務企画課	2 2
2	健康増進課	2 5
3	保健衛生課	2 8
4	社会福祉課	3 2
5	保護第一課・第二課・第三課	3 3
6	監査指導課	3 4
7	健康危機発生時の対応	3 5
8	学生実習等の受け入れ	3 6

1 総務企画課

(1) 立入検査

① 病院・診療所立入検査

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
病 院	26	26	26	26	26
診 療 所 (有 床)	9	6	6	9	5
診 療 所 (無 床)	22	37	28	22	36
歯 科	20	26	35	23	24

② 麻薬取扱施設取締

(平成26年度)

	施 設	検 査 施 設	違 反 施 設		
			口頭指導	始末書	
麻薬卸売業者	1	0	0	0	
麻薬小売業者	88	9	0	0	
麻薬研究者	0	0	0	0	
麻薬診療施設	病 院	26	24	7	7
	診 療 所	75	19	1	1
合 計	190	52	8	8	

③ けしの抜去

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実 施 数	株 数	実 施 数	株 数	実 施 数	株 数
古賀市	1	50	3	22	3	60
宇美町	0	0	1	1,190	0	0
篠栗町	0	0	0	0	1	20
志免町	3	280	3	64	2	40
須恵町	0	0	0	0	0	0
新宮町	2	63	2	204	2	22
久山町	0	0	0	0	1	100
粕屋町	5	401	4	496	2	340
計	11	794	13	1,976	11	582

(2) 医務関係施設

		古賀市	宇美町	篠栗町	志免町	須恵町	新宮町	久山町	粕屋町	合計
病院		5	3	4	5	2	2	1	4	26
病床数		1,551	572	927	596	342	80	94	427	4,589
	一般	792	0	369	362	100	80	94	295	2,092
	結核	38	18	0	0	0	0	0	0	56
	精神	283	202	209	200	0	0	0	132	1,026
	療養	438	352	349	34	242	0	0	0	1,415
一般診療所	38	17	13	33	10	27	7	24	169	
有床		5	2	1	4	1	3	1	1	18
	病床数	88	30	8	63	19	46	4	16	274
	無床	33	15	12	29	9	24	6	23	151
歯科診療所	35	16	9	22	7	12	4	19	124	
助産所	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
施術所	50	23	23	31	13	21	8	22	191	
歯科技工所	10	6	11	3	2	3	0	4	39	

(H27. 3. 31現在)

(3) 薬務関係施設

		古賀市	宇美町	篠栗町	志免町	須恵町	新宮町	久山町	粕屋町	合計
薬局		23	13	6	25	7	16	4	18	112
薬局製造業		2	2	2	2	1	1	0	1	11
一般販売業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
店舗販売業		8	4	8	17	6	10	3	8	64
卸売販売業		6	2	3	9	1	5	4	5	35
薬種商販売業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
特例販売業		0	0	0	0	0	1	0	0	1
配置販売業		1	0	0	2	0	0	0	2	5
高度管理医療機器等販売業貸与業		21	12	7	17	5	16	5	19	102
毒物劇物販売業		16	6	6	23	13	19	5	31	119

(H27. 3. 31現在)

(4) 人口動態 (管内)

		H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
人口		261,212	263,313	265,638	268,510	270,730	272,487	275,248	278,450	279,571
出生		2,832	3,031	3,134	3,194	3,172	3,337	3,285	3,191	3,155
	低体重児	286	266	313	313	319	348	369	314	312
乳児死亡数		10	7	5	10	4	5	6	8	5
	新生児	6	3	4	6	2	4	3	5	3
死産		98	83	86	84	85	88	76	76	59
	自然	40	31	38	32	36	49	27	33	29
	人工	58	52	48	52	49	39	49	43	30
周産期死亡		16	13	14	16	10	22	12	12	10
婚姻		1,684	1,765	1,694	1,768	1,712	1,674	1,527	1,569	1,489
離婚		649	637	683	650	670	649	639	645	618
死亡		1,911	1,874	1,950	1,955	1,931	2,045	2,083	2,084	2,224

※人口は、各年10月1日現在

(5) 市町別年齢別人口の推移

	1955	1970	1985	H12 2000	2015	2030
福岡県	3,859,737	4,027,416	4,717,709	5,015,699	5,045,624	4,718,154
0～14歳	1,325,668	943,395	1,028,211	744,199	658,676	517,879
15～64歳	2,355,630	2,791,505	3,190,270	3,399,632	3,056,594	2,710,881
65歳以上	178,439	292,516	499,228	871,867	1,330,354	1,489,394
古賀市	18,309	25,195	41,311	55,476	58,970	58,344
0～14歳	5,483	5,722	10,244	9,679	8,381	6,939
15～64歳	11,975	17,794	27,273	38,221	36,501	33,744
65歳以上	851	1,679	3,794	7,576	14,088	17,661
宇美町	21,549	19,395	28,594	38,126	38,021	35,159
0～14歳	8,146	4,178	6,899	6,213	5,500	4,407
15～64歳	12,598	13,822	19,009	26,838	23,789	20,055
65歳以上	805	1,395	2,686	5,074	8,732	10,697
篠栗町	14,800	14,855	22,114	29,389	31,400	30,481
0～14歳	5,018	3,244	5,155	5,089	5,124	4,127
15～64歳	9,005	10,249	14,392	19,749	19,005	17,798
65歳以上	777	1,362	2,567	4,550	7,271	8,556
志免町	19,768	21,042	33,754	37,794	45,577	48,511
0～14歳	7,222	5,085	8,241	6,017	8,052	7,706
15～64歳	11,803	14,601	22,717	26,412	27,822	29,875
65歳以上	743	1,356	2,796	5,366	9,703	10,930
須恵町	19,662	12,350	20,085	25,086	26,245	25,585
0～14歳	7,531	2,609	4,987	3,827	4,057	3,613
15～64歳	11,400	8,729	12,887	17,384	15,152	14,354
65歳以上	731	1,012	2,211	3,875	7,036	7,618
新宮町	8,098	10,824	14,954	22,431	26,565	27,923
0～14歳	2,715	2,573	3,472	4,251	5,020	4,530
15～64歳	4,897	7,387	10,074	15,329	16,773	17,160
65歳以上	486	864	1,408	2,851	4,772	6,233
久山町	6,676	7,154	7,573	7,640	8,448	8,210
0～14歳	2,354	1,697	1,674	1,154	1,378	1,153
15～64歳	3,942	4,900	4,977	5,006	4,746	4,614
65歳以上	380	557	922	1,480	2,324	2,443
粕屋町	11,650	18,691	29,027	34,811	45,209	51,447
0～14歳	4,101	4,676	7,383	5,874	8,644	8,934
15～64歳	6,967	12,937	19,481	24,789	28,698	32,695
65歳以上	582	1,078	2,163	4,148	7,867	9,818

* 1955～2000年は、国勢調査による。

2015及び2030年は、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の市町村別将来推計人口（平成25年3月推計）」による。

2 健康増進課

(1) 乳幼児発達診査事業

将来、精神・運動発達面等において障害を招くおそれのある乳幼児に対し、小児神経科医師、児童心理司、作業療法士、言語聴覚士により、総合的に乳幼児の発育・発達の診察、指導を行っている。

なお、必要時には、専門医療機関や療育施設等を紹介している。

○ 年間受診者数

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
実 人 数	33	23	22	29
延 人 数	52	38	37	56

(2) 指定難病・小児慢性特定疾患

患者の医療費の自己負担の軽減を目的に医療費の公費負担に係る各種申請事務を行っている。

また、患者や家族の悩みや不安解消・軽減を図るため、難病相談や訪問等を行っている。

① 指定難病

(3 月末現在)

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
受 給 者 証 所 持 者	1,794	1,879	1,974	2,078

注) 疾患数は平成 26 年度末現在、110 疾患である。

② 小児慢性特定疾病

(3 月末現在)

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
受 給 者 証 所 持 者	234	225	224	246

注) 疾患群は平成 26 年度末現在、14 疾患群である。

③ 難病相談等:()内は小児慢性特定疾患再掲

区 分	延 数			
	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
相 談	2,773(254)	2,369(247)	2,869(284)	4,705(356)
電 話	1,240(34)	1,611(123)	1,502(168)	3,122(400)
家 庭 訪 問	77(8)	50(1)	19(0)	16(0)
交 流 会	10(3)	20(12)	9(0)	9(161)
在 宅 医 療 推 進 関 係	39(0)	49(0)	19(0)	16(0)

(3) 健康増進・栄養

粕屋地区における生涯を通じた健康増進のために個別指導や集団指導を随時行っている。

区 分	延 数			
	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
個 別 指 導	50	39	593	329
集 団 指 導	804	393	1,058	1,061
給食施設指導施設数	219	244	225	201

(4) 精神保健福祉相談

①専門医による定例相談

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
医 療	10	5	2	11	5	8
社 会 復 帰	1	3	0	0	1	0
アルコール	2	4	3	1	0	1
薬 物 等	0	1	0	0	1	1
老人精神	4	0	0	1	0	0
思 春 期	0	1	0	0	5	4
ひきこもり	7	2	3	0	2	0
そ の 他	8	6	7	4	6	6
合 計	32	22	15	17	20	20

②新規相談の内訳

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
医 療	82	55	59	74	94	81
社 会 復 帰	47	25	11	5	16	9
アルコール	17	21	19	13	18	28
薬 物 等	2	9	8	25	7	18
老人精神	9	11	16	17	11	19
思 春 期	5	8	8	3	12	11
そ の 他	41	86	58	50	72	75
合 計	203	215	179	187	230	231

③訪問指導(延数)

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
社 会 復 帰	180	218	184	97	93	5
アルコール	42	31	23	20	7	17
薬 物 等	21	12	10	15	5	16
老人精神	8	25	6	7	9	5
思 春 期	1	1	3	6	1	0
そ の 他	144	192	194	234	288	221
合 計	396	514	420	379	403	264

(5) 精神保健福祉関係における管内の状況

①管内精神科病院の入院患者(年度末現在)

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
措置	2	0	2	0	2	0
医療保護	592	591	583	582	578	539
任意	347	339	347	333	345	358
その他	1	2	1	3	1	1
合計	942	932	933	918	926	898

②管内の関係機関

精神科病院	7カ所
精神科クリニック	3カ所
相談支援事業所	2カ所
職親(社会復帰適応訓練事業)登録事業所	10カ所

3 保健衛生課

(1) 監視・検査

① 食品衛生監視

		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
対象施設数		6,465	6,417	6,429	6,600	6,527
指導件数		2,724	2,340	2,203	2,251	2,669
処 分 数	営業停止	2	0	1	2	0
	始末書	0	2	0	1	0
	説諭その他	6	5	3	10	6

② 食品等の収去検査

		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
総菜・弁当類		46 (5)	97 (15)	72 (9)	77 (4)	78 (4)
魚介類及びその加工品		22 (1)	25 (0)	22 (5)	36 (5)	31 (3)
肉・卵類及びその加工品		4 (0)	4 (0)	10 (0)	4 (0)	4 (0)
アイスクリーム類・氷菓		3 (0)	4 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)
穀類及びその加工品		0 (0)	2 (1)	3 (1)	3 (0)	3 (0)
野菜類及びその加工品		2 (0)	12 (2)	16 (0)	6 (1)	11 (0)
菓子類		14 (0)	14 (0)	13 (0)	17 (1)	18 (0)
その他		6 (0)	8 (0)	18 (0)	13 (0)	11 (0)
合計		97 (6)	166 (18)	157 (15)	159 (11)	159 (7)

* 検体数を計上、内数は違反件数

③ 監視・指導の対象となる水道施設 (H27.3.31現在)

専用水道	34	
簡易専用水道	178	(60施設古賀市へ委譲)
合計	212	

(2) 食品関係施設数の推移

① 食品衛生法に基づく許可施設

		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
営業	飲食店	1,898	1,965	1,938	1,977	2,000	1,924
	喫茶店	513	484	474	469	462	410
販売業	乳類	462	443	421	424	436	416
	食肉	244	245	254	270	285	281
	魚介類	235	236	239	250	261	260
	冰雪販売	3	3	3	3	3	3
製造業	菓子	220	246	247	252	252	250
	アイスクリーム類	5	4	3	3	4	5
	乳製品	3	3	3	3	3	3
	食肉製品	12	13	12	11	11	10
	魚肉練り製品	7	7	7	7	8	8
	清涼飲料水	6	7	5	4	5	7
	そうざい	62	63	64	68	68	67
	食用油	0	0	0	0	2	3
	味噌	9	9	9	11	11	11
	醤油	7	7	8	9	9	8
	ソース	2	2	3	4	4	3
	酒類	3	3	3	3	3	3
	豆腐	12	11	9	8	7	5
	めん類	20	20	22	22	21	21
	缶詰・瓶詰食品	5	7	8	9	9	7
添加物	5	5	5	5	5	5	
あん類					1	1	
食肉処理業		35	32	30	30	29	28
食品冷凍・冷蔵業		49	52	55	55	58	60
合計		3,817	3,867	3,822	3,897	3,957	3,799

② 福岡県食品取扱条例に基づく許可施設

		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
製造	ところてん	2	2	2	2	2	2
	おきうと	2	2	2	2	2	2
販売	食品(固定)	454	446	449	450	469	442
	食品(移動)	3	2	14	21	21	22
行商	食品類	0	0	0	1	3	3
	魚介類	11	11	10	9	8	7
合計		472	463	477	485	505	478

③ 許可を要しない施設

		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
給食施設	学校	33	34	34	3	3	3
	病院・診療所	26	26	26	14	14	14
	事業所	2	2	1	1	1	1
	その他	63	66	67	47	45	45
販売業	野菜・果物	481	481	481	481	481	481
	そうざい	404	404	404	404	494	494
	菓子(パン)	583	583	583	583	596	596
	食品(上記以外)	633	633	633	633	629	616
食品製造業		42	42	42	42	28	237
合計		2,267	2,271	2,271	2,208	2,291	2,487

(3) 講習会・衛生教育の実施状況

		食品衛生責任者 養成講習会	食中毒予防講習会	その他 衛生教育	合 計
H 23 年度	実施回数	2	9	5	16
	参加人員	126	595	380	1,101
H 24 年度	実施回数	3	14	2	19
	参加人員	328	750	73	1,151
H 25 年度	実施回数	3	10	2	15
	参加人員	191	958	56	1,205
H 26 年度	実施回数	3	9	3	15
	参加人員	188	759	307	1,254

(4) 性感染症相談・検査

		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
エ イ ズ	相 談	371	92	156	126	63	29	20
	検 査	121	74	58	42	36	55	39
性 感 染 症	相 談	238	83	114	73	62	71	57
	梅毒検査	115	73	53	42	33	54	37
	クラミジア抗体 検 査	115	72	49	42	33		
	クラミジア 淋菌抗原検査						51	36

※ 性感染症に係る相談検査事業は、平成13年6月から開始。
 クラミジア抗体検査は、平成16年3月から平成25年3月末まで。
 クラミジア淋菌抗原検査は平成25年4月より開始。

(5) 普及・啓発

区 分		H26年度(延数)				
		一 般		市 町 等		
		回 数	人	回 数	人	
エ	イ	ズ	2	25	0	0
結	核		8	404	0	0
感	染 症		10	427	0	0

(6) 結核

結核登録者

年	10月1日 現在人口	登録者		活動性患者		新登録患者	
		登録者数	登録率	全結核 患者数	有病率	新登録 患者数	罹患率
H18	263,604	112	42.5	32	12.1	48	18.2
H19	265,638	90	33.9	33	12.4	35	13.2
H20	268,510	101	37.6	52	19.4	53	19.7
H21	270,730	103	38.0	30	11.1	41	15.1
H22	272,559	92	33.8	28	10.3	37	13.6
H23	275,887	89	32.3	27	9.8	41	14.4
H24	277,618	90	32.4	21	7.6	34	12.2
H25	282,042	82	29.1	17	6.1	32	11.4
※H26	283,550	69	24.3	16	5.6	30	10.6

(但し、登録率、有病率、罹患率については、人口10万対)

※H26は速報値

(7) 結核相談・家庭訪問

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
相 談	来 所	237	182	117
	電 話	603	461	527
家 庭 訪 問		162	125	124

(8) 感染症の発生状況(届出あり)

H26年度

類型	数	疾患毎の届出数内訳
1類感染症	0	
2類感染症	0	* 結核を除く
3類感染症	6	腸管出血性大腸菌(6)
4類感染症	0	
5類感染症※	9	アメーバ赤痢(4)、梅毒(1)、急性脳炎(1) 侵襲性肺炎球菌感染症(2) 侵襲性インフルエンザ菌感染症(1)
計	15	

※のうち、全数把握疾患のみ届出対象

4 社会福祉課

(1) 母子・寡婦世帯からの相談件数 (平成26年度 古賀市・糟屋郡)

区 分			相 談 回 数
① 生 活 一 般	住	宅	103
	医 療	病 気	27
		障 害	7
	健 康	そ の 他	42
	家 庭 紛 争	夫 等 の 暴 力	275
		そ の 他	23
	就 労	求 職 / 転 職	45
		資 格 取 得 / 職 業 訓 練	271
		職 場 の 悩 み	1
		そ の 他	9
	結 婚		2
	養 育 費		6
	借 金		7
	そ の 他		2
	小 計		820
② 児 童	養 育	保 育 所 入 所	6
		虐 待	19
		そ の 他	48
	教 育		31
	非 行		1
	就 職		1
	そ の 他		4
	小 計		110

区 分			相 談 回 数
③ 経 済 的 的 支 援 生 活 援 護	母 子 福 祉 資 金	貸 付	407
		償 還	1,419
	寡 婦 福 祉 資 金	貸 付	9
		償 還	14
	公 的 年 金		13
	児 童 扶 養 手 当		25
	生 活 保 護		99
	税		0
	そ の 他		8
	小 計		1,994
④ そ の 他	売 店 設 置		0
	た ば こ 販 売		0
	母 子 世 帯 向 公 営 住 宅		0
	母 子 福 祉 施 設 の 利 用		88
	母 子 生 活 支 援 施 設		146
	小 計		234
年 間 相 談 件 数			3,158

(2) 家庭児童相談室 (管内相談件数 平成26年度糟屋郡分)

区 分	性 格 ・ 習 慣 ・ 生 活	知 言 能 語	学 校 ・ 生 活 等			非 行	家 族 関 係		環 境 福 祉	心 身 障 害	そ の 他	合 計
			人 間 関 係	登 校 拒 否	そ の 他		虐 待	そ の 他				
実 数	15	2	4	11	9	0	0	12	0	0	7	60
延 件 数	38	4	14	41	21	3	3	61	3	1	22	211

5 保護第一課・第二課・第三課

保護状況

	被保護世帯	被保護人員	管内保護率(%)	県保護率(%)
S 61年度	2,443	5,254	33.7	39.0
S 62年度	2,282	4,853	30.9	35.9
S 63年度	2,121	4,406	27.6	32.3
H 1年度	1,960	3,899	23.9	29.1
H 2年度	1,812	3,511	21.3	26.1
H 3年度	1,683	3,158	18.9	23.5
H 4年度	1,570	2,828	16.6	21.3
H 5年度	1,507	2,607	15.1	19.8
H 6年度	1,470	2,502	14.3	18.5
H 7年度	1,415	2,360	13.2	17.6
H 8年度	1,408	2,344	13.0	16.9
H 9年度	1,442	2,382	12.8	16.5
H 10年度	1,474	2,408	12.8	16.5
H 11年度	1,557	2,546	13.3	16.8
H 12年度	1,641	2,671	13.8	17.1
H 13年度	1,695	2,741	14.0	17.6
H 14年度	1,771	2,890	14.7	18.4
H 15年度	1,845	3,041	15.4	19.2
H 16年度	1,897	3,104	15.5	19.8
H 17年度	1,949	3,164	15.5	20.1
H 18年度	2,036	3,283	16.0	20.4
H 19年度	2,079	3,313	16.0	20.4
H 20年度	2,145	3,413	16.4	21.9
H 21年度	2,420	3,913	18.5	22.5
H 22年度	2,555	4,180	19.7	24.6
H 23年度	2,603	4,234	19.7	25.2
H 24年度	2,709	4,375	20.2	25.5
H 25年度	2,766	4,426	20.2	25.2
H 26年度	2,766	4,380	19.8	24.9

(資料:保護・援護課調べ及び福祉行政報告例)

6 監査指導課

対象施設（事業所）等の状況（箇所）

(H27.4.1 現在)

種別		地区			合計	備考	
		粕屋	筑紫	糸島			
社会福祉法人	保育所経営	12	6	3	21	2年に1回 (原則)	
	町社会福祉協議会	7	1	0	8		
保育所等	認可	公営	14	11	1	26	毎年1回 (原則)
		民営	30	41	18	89	
	届出保育施設等	42	69	7	118		
	幼保連携型認定こども園	2	0	0	2		
介護事業	介護老人保健施設	7	8	7	22	随時	
	介護(予防)サービス事業者	517	791	157	1,465		
障害者事業	指定障害福祉サービス事業者等	169	230	62	461	随時	

7 健康危機発生時の対応

健康危機管理対策本部各班の構成

組 織 体 制		業 務 内 容	班 員	
本 部 長 (所 長)	副 本 部 長 (保 健 監)	庶務班長 総務企画課長	<ul style="list-style-type: none"> ① 対応人員の確保 ② 食事、寝具の手配 ③ 現場派遣に伴う庶務的事項 	各 課 員
		情報収集班長 健康増進課長	<ul style="list-style-type: none"> ① 本庁担当課、他の保健所、医療機関、警察、消防機関、市町、教育委員会等からの情報等の受付、分類、整理 ② マスコミ報道等の情報の収集 ③ インターネットによる情報収集 ④ 専門家や研究機関等からの情報収集 	
		現場対策班長 保健衛生課長	<ul style="list-style-type: none"> ① 現場からの情報収集、検体試料収集 ＜現場調査担当＞ ② 医療機関における被害者の臨床症状の情報収集＜患者担当＞ ③ 現場での関係機関との調整・情報収集 	
		所内対策班長 総務企画課長	<ul style="list-style-type: none"> ① 対策の企画立案 ② 対策に必要な他機関との連絡調整 ③ 本庁への報告連絡 ④ 職員の現地派遣に伴う調整 ⑤ 原因究明に係る調査・分析 ⑥ 情報の分析 (流行曲線、分布図、患者一覧の作成等) ⑦ 事案経過表等の記録作成 ⑧ 広報基礎資料作成 	
		広報担当班長 副 所 長	<ul style="list-style-type: none"> ① 広報、取材対応についての本庁との調整 ② 広報関係資料の提供 ③ 取材への対応＜班長＞と記録 ④ マスコミ等との連絡調整 ⑤ インターネット等での情報発信 	
		サービス提供班長 社会福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> ① 巡回相談の実施 ② 電話相談の実施 	

注) 班員の構成は、事例に応じ適宜配置する。

8 学生実習等の受け入れ（平成26年度）

課 程 等	学 校 名 等	人 数（人）
医 師	公立八女総合病院	2
	福岡大学	3
保 健 師	福岡女学院看護大学	2
栄 養 士	九州栄養福祉大学	2
	中村学園大学	4
	福岡女子大学	3
訪 問 看 護 師	福岡県看護協会	5
計		21